

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年6月10日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年6月10日（月）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

公共施設マネジメント課 高山課長、落合主査、佐藤主任主事、齋藤主事補

3 件名

給食センター跡地利活用の見直し及び行政経営改革実施計画の変更について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・庁内での跡地活用の要望はあったのか。
⇒保育課から保育施設、環境課から災害廃棄物の仮置場で活用したいと要望があった。

・各課の要望に対しては、どう対応するのか。
⇒サウンディング型市場調査の実施時に、提案事業者とヒアリングをするので、その時に市からの要望などは伝える予定である。

・サウンディング型市場調査の提案が宅地造成だった場合、プロポーザルは実施するのか。結局、価格競争になるのではないか。
⇒基本的には利活用の付加価値を求めているので、プロポーザルは実施する予定で取り組む。

・サウンディング型市場調査について、市民や議会への説明はどのように行うのか。
⇒市民参加条例に基づけば、市民参加が義務となる案件ではないが、地域住民に対しては、自治連合会清水口小学校区支部会を介して情報提供し、理解を求める。また、議会に対しては行政運営報告などを行う予定である。

【結論】

- ・「給食センター跡地のサウンディング型市場調査」及び「行政経営改革実施計画の変更」については、実施することで決定する。ただし、行政経営改革実施計画の変更については行政経営改革審議会に報告し、了承を得ること。
- ・市民や議会に丁寧に説明することを重視し、全体のスケジュールを見直すこと。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部 公共施設マネジメント課

件名	給食センター跡地利活用の見直し及び行政経営改革実施計画の変更について					
現状・課題	・給食センター跡地については、行政経営改革実施計画において、平成32年度上半期までに約2億5千万円で売却する計画となっている。					
付議事案	目的	・給食センター跡地について、公有財産利活用基本方針に基づき、売却ありきではなく、より市にとってメリットがある利活用方法を模索し、付加価値を高めた跡地利活用を検討するため。				
	対応方針	・給食センター跡地の利活用方法について、民間事業者から広く意見、提案を求め、対話を通じて市場性等を検討する「サウンディング型市場調査(別添資料参照)」を実施する。 ・行政経営改革実施計画の取組みを「給食センター跡地の売却」から「給食センター跡地の利活用」に変更する。(別添資料参照)				
論点(決定を要する事項)	・給食センター跡地のサウンディング型市場調査の実施の可否 ・行政経営改革実施計画の変更の可否					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	【関係課との協議】 ・関係課(財政課、企画政策課、都市計画課及び公共施設マネジメント課)との協議により、サウンディング型市場調査の実施及び行政経営改革実施計画の変更について、行政経営戦略会議に諮ることを決定する。 【総務部内会議】 ・直近の行政経営改革審議会において、実施計画変更予定の報告をしておくこと。 ・財政推計の見直しと整合させること。					
スケジュール	6月10日 行政経営戦略会議付議 7月1日 サウンディング要領公表 8月9日 エントリーシート提出期限 8月下旬 対話の実施 8月下旬 対話内容の公表 9月 プロポーザル募集要項の公表 11月 プレゼンテーション及びヒアリングの実施 11月 審査結果公表 12月 提案内容、契約等の協議 令和2年1月 利活用に関する契約締結					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	有	行政運営報告(随時)	広報・HP等	有	HP・情報提供
	市民参加	無				
	付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非	<input checked="" type="checkbox"/> 時限非	(プロポーザル要領公表まで)		
参考情報	関係法令等	行政経営改革実施計画(H30.8月)				
	関係課	企画政策課、財政課、都市計画課				
	事業費		千円	(うち特定財源		千円)

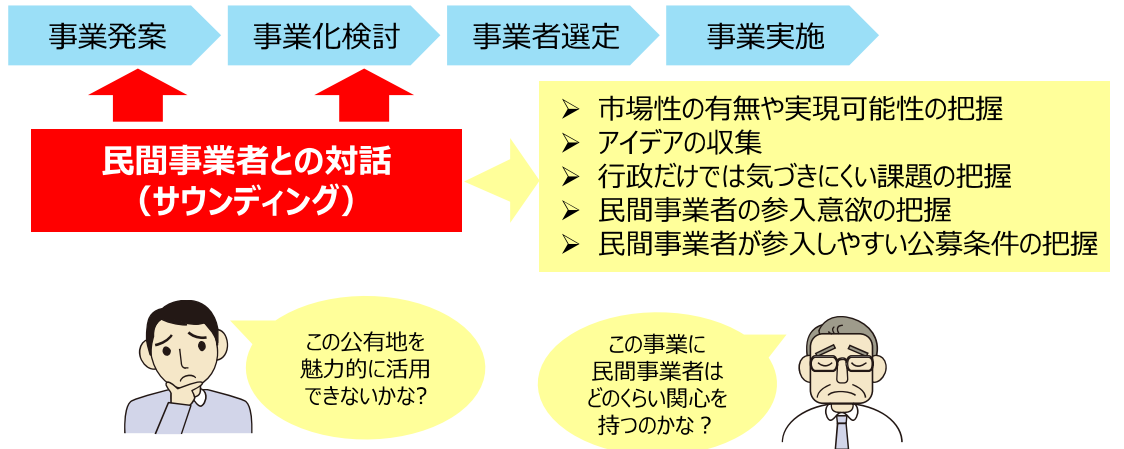
手引きについて

- ◆ これから初めてサウンディングを実施しようと考えている地方公共団体の担当者向けに、サウンディング実施の手続きの流れや留意すべきポイントをまとめた手引き
- ◆ 実施要領、エントリーシート、対話結果の公表資料について、それぞれひな形を添付

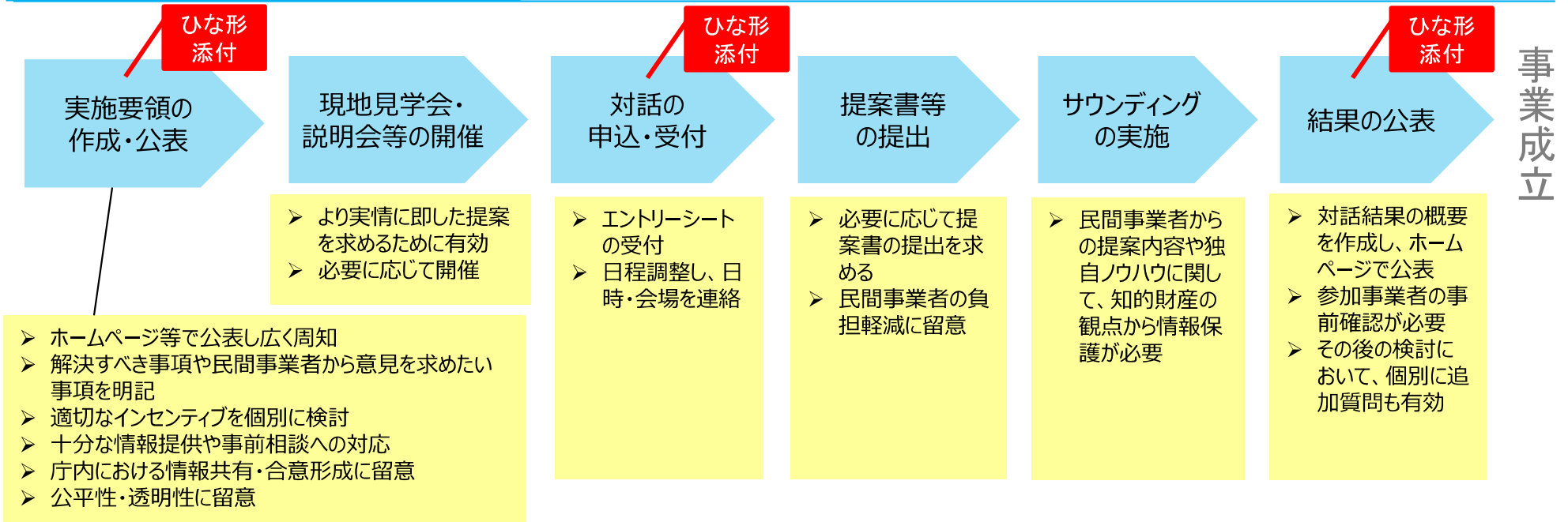


サウンディングとは

- ◆ 民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査



サウンディング実施の流れとポイント



基本方針2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

変更前

整理番号	2-3-⑥-3	項目名	普通財産の売却	所管課	管財契約課 関係各課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市は、土地所有者として普通財産を適正に管理するため、除草作業や危険防止のための柵等を設置した上で、経費をかけて管理している。 市は、普通財産の売却を積極的に行っていない。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 (2017) 年度に公有財産の利活用に関する基本方針を策定する。 教職員住宅、給食センター跡地を売却する。 各自治会等に自治会集会所用地等の今後の活用の有無を打診し、活用の予定がない自治会集会所用地等を売却することで、財源の確保と経費の削減を行う。 				
目的	財源の確保を図るため。				
目標時期	平成 32 (2020) 年度				
実施内容	実施スケジュール				
	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度		
教職員住宅の不動産鑑定の実施	→				
教職員住宅の売却	→				
給食センター跡地の不動産鑑定の実施		→			
給食センター跡地の売却			→		
関係者（自治会等）への説明	→				
対象普通財産の不動産鑑定の実施		→			
対象普通財産の売却				→	
目標	効果				
平成 30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 教職員住宅の不動産鑑定の実施 教職員住宅の売却 対象普通財産の洗い出し 各自治会等への説明の実施 				
平成 31 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 給食センター跡地の不動産鑑定の実施 対象普通財産の不動産鑑定の実施 不動産鑑定に基づく対象普通財産の売却 				
平成 32 (2020) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 給食センター跡地の売却 不動産鑑定に基づく対象普通財産の売却 				
効果額	480,255,000 円				



基本方針2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

変更後

整理番号	2-3-⑥-3	項目名	普通財産の売却	所管課	公共施設マネジメント課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市は、土地所有者として普通財産を適正に管理するため、除草作業や危険防止のための柵等を設置した上で、経費をかけて管理している。 市は、普通財産の売却を積極的に行っていない。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 (2017) 年度に公有財産の利活用に関する基本方針を策定する。 教職員住宅を売却し、給食センター跡地については、利活用を検討する。 各自治会等に自治会集会所用地等の今後の活用の有無を打診し、活用の予定がない自治会集会所用地等を売却することで、財源の確保と経費の削減を行う。 				
目的	財源の確保を図るため。				
目標時期	平成 32 (2020) 年度				
実施内容	実施スケジュール				
	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度		
教職員住宅の不動産鑑定の実施	→				
教職員住宅の売却	→				
給食センター跡地の不動産鑑定の実施		→			
給食センター跡地の利活用の検討			→		
関係者（自治会等）への説明	→				
対象普通財産の不動産鑑定の実施		→			
対象普通財産の売却等				→	
目標	効果				
平成 30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 教職員住宅の不動産鑑定の実施 教職員住宅の売却 対象普通財産の洗い出し 各自治会等への説明の実施 				
平成 31 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 給食センター跡地の不動産鑑定の実施 給食センター跡地の利活用の検討 対象普通財産の不動産鑑定の実施 不動産鑑定に基づく対象普通財産の売却 				
平成 32 (2020) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 給食センター跡地の利活用 不動産鑑定に基づく対象普通財産の売却 				
効果額	227,507,000 円				